

車両系建設機械（整地等）運転技能講習 保護具着用管理責任者教育 フォークリフト運転技能講習

開催

☆下記の講習会を、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので、資格を取得されますようご案内いたします。

車両系建設機械（整地等 3 t 以上）運転技能講習 〔10名限定〕

〔青森労働局長登録番号第189号〕

※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

※該当車両 ○ブルドーザー、トラクター・ショベル、スクレーパー、パワー・ショベル
ドラグ・ショベル、トレンチャー等 機体質量3 t以上の業務

☆講習日時 **令和6年11月7日(木)～8日(金) 2日間**

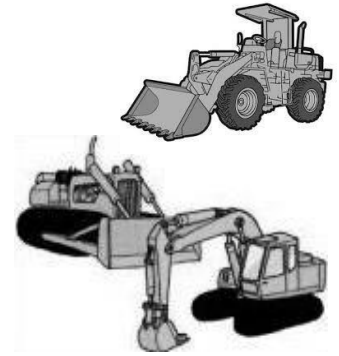
1日目 学科 8時～17時 15分まで

2日目 学科 8時～9時まで 実技 10時 10分～17時まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69-17 他

☆申込締切 令和6年10月29日(火)

※但し、定員（10名）に達し次第受付を終了いたします。



受講資格一覧・受講料（テキスト代・消費税含む）

コース	受講資格（下記（1）～（3）のいずれかに該当する方）	受講料
2日間	(1) 大型特殊自動車免許所持者 (2) 不整地運搬車運転技能講習修了者 (3) 大型、中型、準中型、普通免許所持者で、 <u>下記①～③のいずれかの特別教育修了後、当該運転業務に3カ月以上の実務経験がある方。</u> （実務経験証明書を添付） ①3ト未満の車両系建設機械（整地等） ②3ト未満の車両系建設機械（解体用） ③1ト未満の不整地運搬車	受講料（税込） 34,100円 テキスト代（税込） 1,430円 合計 35,530円

- ※ ①お申込みの際は、受講資格等確認のため自動車運転免許証の写しを添付して下さい。
②学科試験及び実技試験合格者には、「技能講習修了証」を交付します。

保護具着用管理責任者教育 〔定員30名〕

令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造、または取り扱う事業場において化学物質管理者の選任が義務化され、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる際は、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の選択、適正な使用等について管理を行わせなければなりません。選任要件を満たす者であっても、保護具の管理に関する教育を受けることが望ましいとされています。

つきましては、法令に基づき「保護具着用管理責任者教育」を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

☆講習日時 **令和6年11月28日(木) 9時00分～16時30分**

☆講習会場 『スポカルイン黒石 2階大会議室』

黒石市ぐみの木三丁目 65

☆受講料 **14,300円**（テキスト代（1,320円）・消費税含む）

☆申込締切 令和6年11月20日(水)

※但し、定員（30名）に達し次第受付を終了いたします。



- ※ 受講申込みの際に、運転免許証等の写しを添付して下さい。
※ 受講者には「保護具着用管理責任者教育修了証」を交付いたします。

フォークリフト運転技能講習

〔各コース定員20名〕

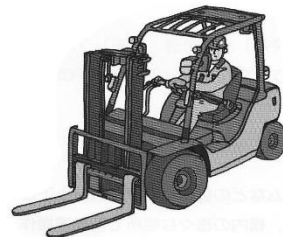
【青森労働局長登録番号 第113号】 ※最大荷重1t以上のフォークリフトの運転

※ 普通自動車等運転免許所持者（下記大型特殊免許をお持ちでない方）

・講習日時 **令和6年12月9日(月)～12日(木) 4日間**

学科8時20分～17時 実技8時～17時

受講料 34,650円（テキスト〔1,650円〕・消費税含む）



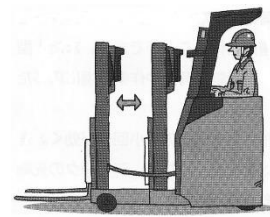
カウンターバランスフォークリフト

※ 大型特殊免許所持者（カタピラ限定無しの方）

・講習日時 **令和6年12月9日(月)・13日(金) 2日間**

学科8時20分～17時 実技8時～14時頃まで

受講料 14,850円（テキスト〔1,650円〕・消費税含む）



リーチフォークリフト

講習会場 学科『黒石建設協会2階大会議室』黒石市八甲69-17

(各コース共通) 実技『黒石りんご商業協同組合』黒石市末広80

※ 受講コース及び本人確認のため、自動車運転免許証写しを添付して下さい。

申込先 【青森労働局長登録教習機関】

一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業



☆受講料の納入は、お振込みも可能です。（下記口座にお振込み下さい）

青森銀行黒石支店（普）223261・みちのく銀行黒石内町支店（普）1311760

東奥信用金庫黒石支店（普）0920550・青い森信用金庫黒石支店（普）0958767

- ★連絡事項
- ※ いずれの講習も、定員に達し次第締め切ります。お早めにお申し込みください。
 - ※ 同封の申込書等に記入のうえ、証明写真1枚（縦3.0cm、横2.4cm）及び受講料、本人確認のための書類（自動車運転免許証等）を添えてお申込み下さい。（申込書は講習ごとに記入して下さい。）
 - ※ 受講者が最小実施定数に達しない場合は中止することがございます。
 - ※ 申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致しますのでご了承下さい。（但し、申込み締切日以降の取消しは、発注の関係上テキスト代をご負担いただきます。）
 - ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願い致します。（申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。）
 - ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までをお願いします。

※ 事務所・会場地図等は裏面をご確認ください。

☆当協会の講習修了証が、プラスチックカードの様式に変わりました。
携行しやすく、これまで通り修了証を1枚に統合できます。

**労働安全衛生法による
技能講習修了証**

氏名 黒石 太郎

生年月日 平成22年1月1日

住所 青森県黒石市大字前町40-5

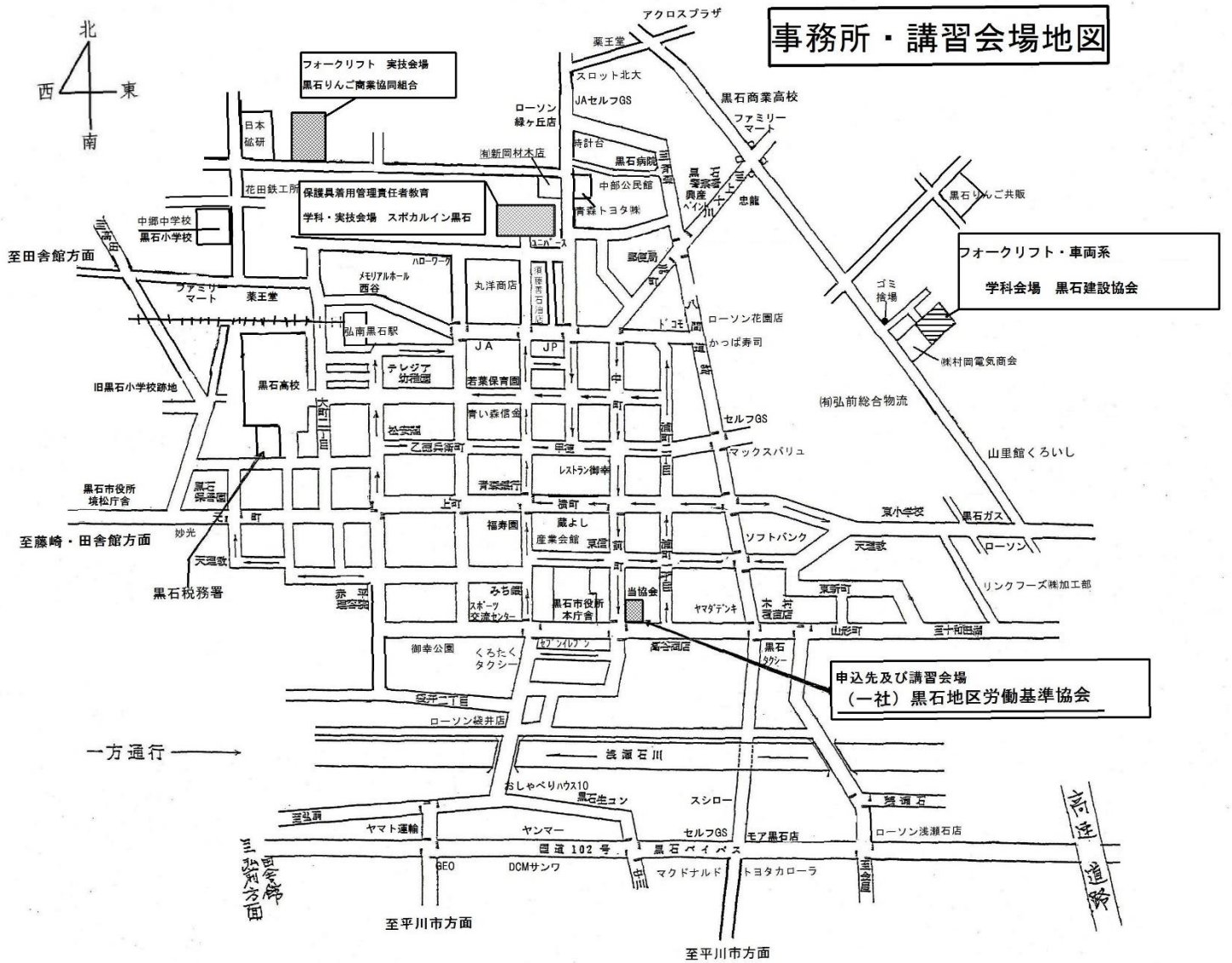
令和4年4月1日 交付

青森労働局長登録教習機関
一般社団法人 黒石地区労働基準協会長
青森県黒石市大字前町40-5 TEL 0172-53-5787

氏名 黒石 太郎			
技能講習の種類別	番号	修了証番号	修了年月日
玉 掛 け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガ ス 溶 接	登録第119号		
車両系建設機械（整地機）	登録第130号		
備考			
注意事項 1.本修了証は、大切にし、作業中は、必ず携帯すること。 2.本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付をうけること。 3.「備考」の欄は、本人において記入しないこと。			

折れ曲がり
難く、耐久性
に優れてい
ます。

注意 当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できますが、技能講習修了証は平成11年5月以降発行のものに限ります。詳細は当協会へお問い合わせ下さい。



今後の講習開催予定（事前のご予約・お申込みを受付けております）

KYTリーダー（基礎）研修	令和7年	1月15日(水)～	1月16日(木)
小型移動式クレーン運転技能講習		1月15日(水)～	1月17日(金)
フォークリフト運転技能講習（普通等・大特）		1月20日(月)～	1月24日(金)
安全衛生推進者養成講習		1月22日(水)～	1月23日(木)
玉掛け技能講習		1月29日(水)～	1月31日(金)
粉じん作業特別教育			2月 1日(土)
振動工具取扱作業従事者安全衛生教育			2月 1日(土)
低圧電気取扱業務特別教育			2月 5日(水)
アーク溶接特別教育		2月13日(水)～	2月15日(金)
ガス溶接技能講習		2月27日(水)～	2月28日(金)
自由研削といし取替業務特別教育			3月 8日(土)

当協会の年間講習予定表は、下記にアクセスしてください。

<http://kuroisirouki.sakura.ne.jp/index.htm>

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、建設業における人材育成や技能継承を図り建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とした助成金制度となっております。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 助成金関係等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託し実施する場合は、原則計画届の提出が不要ですが、講習の実施内容によっては必要となる場合がございますので、労働局担当課へご確認ください。

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

○人材開発支援助成金 支給申請チェックシート・支給申請書（建技様式第3号）・その他添付書類

・助成金を受けることのできる事業主（但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。）

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の18.5（保険料率に変更となる場合があります）の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課（017-721-2003）又は当協会までお問合せ下さい。